平成２６年（フ）第４０１４号
東京都品川区二葉３丁目４－２
債務者　坂上　秀樹
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５４号
横浜市瀬谷区相沢７丁目５番地１　ファミーユハウスＡ203
債務者　石井　孝子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４４号
東京都東大和市狭山４丁目1487番地の２明城コーポ207号
債務者　石塚　キク
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２８号
栃木県栃木市藤岡町藤岡3747番地１　桜コート105
債務者　小堀　剛史
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第３７９９号
東京都荒川区南千住７丁目12―４　相生館
債務者　森下　文男
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０１５号
東京都杉並区高円寺南３丁目23―７―202
債務者　錦織百合子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０１７号
東京都三鷹市下連雀８丁目６－２―103
債務者　佐藤己知郎
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３号
北海道帯広市西22条南３丁目17番地17
債務者　本間　順一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
栃木県小山市大字神鳥谷2258番地５
債務者　早川　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２９３９号
東京都中央区月島３丁目25―３―809
債務者　福留与志秋
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８号
長崎県松浦市御厨町中野免102番地２
債務者　中野　省藏
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
静岡市駿河区中田本町６番１号
債務者　塩澤　康子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４号
静岡市駿河区下島213番地の１　エスポワール下島102号、旧住所静岡市駿河区西島1063番地の１
債務者　吉村　　天
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月４日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２０７８号
福岡県糸島市二丈田中183番地の６
破産者　株式会社ＬＩＮＫＳ
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６３０号
福岡市南区筑紫丘２丁目５番24―601号
破産者　有限会社ベストブレーン
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１７３号
東京都東村山市萩山町１丁目14番地萩山町１丁目アパート１―303
破産者　菊地　祐晴
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２４９号
相模原市南区東林間４丁目19番15号　サンピア東林間304号
破産者　宮下　真二
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部